

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

昭和 62 年の国鉄分割・民営化に際し、J R 各社への移行に伴って発生した「1047 人の不採用問題」については、依然として解決を見ないまま既に 20 年が経過している。

平成 17 年 9 月の国家賠償請求訴訟で東京地裁は、採用にあたり不当労働行為があったことを認めているが、いまだ係争中であり、長期化は避けられない状況である。

このような中、昨年 11 月の I L O (国際労働機関) の 7 度目の勧告では、日本政府に対し、長期化する労働争議の解決に向け、すべての関係者と早期に話し合いを開始するよう勧告の受け入れを求めている。当事者やその家族の高齢化なども考慮すると、人道的見地から速やかに現実的な問題解決を図ることが必要である。

よって国におかれては、J R 不採用問題の早期解決に向けて、I L O 条約批准国として勧告を真摯に受け止め、関係者への働きかけを行うなど、早急な対応を強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣